

# 刑務所出所者の地域生活継続のための支援

Social Support for Former Prisoners to Continue Living in the Community

山口 万里子、稲月 正

北九州市立大学 地域創生学群  
『地域創生学研究』 第7号 2024年3月

# 刑務所出所者の地域生活継続のための支援

## Social Support for Former Prisoners to Continue Living in the Community

山口 万里子\*、稲月 正

Mariko YAMAGUCHI, Tadashi INAZUKI

### <要旨>

本稿は、刑務所出所者が地域生活を継続するための支援について、生活構造論の観点から考察することを目的とする。そのため5名の刑務所出所者へのインタビュー記録をもとに、M-GTAを用いて累犯のサイクルと地域生活継続（犯罪からの離脱）のプロセスを分析した。分析からは、①地域生活継続のプロセスについては【支援受け入れ時の摩擦】【社会的資源の獲得／回復】【リスク場面での伴走者の存在】【離脱状態の維持】という4つのカテゴリーが抽出され、②過去の累犯のサイクルについては〈多重の排除による社会財・社会的資源の喪失〉と〈逸脱状態の固定化〉という2つのサブカテゴリーが抽出された。また、プロセスの分析からは、刑務所出所者の地域生活の継続には【社会的資源の獲得／回復】と【リスク場面での伴走者の存在】がともにそろえることが重要であることが示された。これらの知見から、刑務所出所者の地域生活継続のための支援には、問題解決型支援だけでなく伴走型支援（つながり続ける支援）が重要であることが示唆された。

### <キーワード>

司法福祉、犯罪学、離脱、生活構造、問題解決型支援、伴走型支援

### 1. はじめに——本稿の目的と社会的背景

本稿の目的は、刑務所出所者が再び罪を犯すことなく地域で生活していくために必要な支援について考察することにある。そのため、刑務所出所後に支援を受けながら地域生活を継続している方（5名）へのインタビューをもとに、犯罪にいたる過程ならびに地域生活継続（犯罪からの離脱）の過程と要因について分析・検討を行う。

刑務所出所者の地域生活継続の過程と要因に注目するのは、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合が高く、また再犯にいたるまでの期間が短いためである。『令和5年版 犯罪白書』によれば、刑法犯検挙者 169,409 人のうち、再犯者は 81,183 人で、再犯者率は 47.9%であった<sup>1)</sup>（法務省 2023a:250）。また、2022 年の入所受刑者のうち再入者についてみると、

---

\* NPO 法人抱樞職員

前刑務所出所日から1年未満で再犯にいたった人は35.4%、2年未満で再犯にいたった人は55.3%であった(法務省 2023a:266)。刑務所出所者についてみても再犯までの期間は短く、2021年の出所受刑者(17,793人)のうち2年以内再入率<sup>2)</sup>は14.1%(2,515人)であった(法務省 2023b:23)。期間を5年まで広げると再入率はさらに上昇し、2018年の出所受刑者の5年以内再入率は34.8%となっている(法務省 2023a:261)。

刑法犯検挙者に占める再犯者の多さや出所受刑者の再入所までの期間の短さの背後には、刑務所出所者がおかれた厳しい社会状況がある。田中大輔によれば、新受刑者(初入者と再入者)の68.4%は「無職」、17.6%は「住所不定」であった。また、59.7%の人が「高校卒未満」であり、14.8%が「精神障害あり」であった(田中 2020:3/元データは『令和元年矯正統計年報』)。さらに、刑務所への初入・再入別にみると、再入者は初入者よりも厳しい状況にあることもわかる。入所受刑者の「無職」の比率は初入者の場合64.7%(男性)、79.1%(女性)であるのに対して、再入者では71.5%(男性)、86.8%(女性)となっている(法務省 2023a:260)。「住所不定」の比率も、初入者の場合14.7%(男性)、5.5%(女性)であるのに対して、再入者では21.8%(男性)、9.2%(女性)であった(法務省 2023a:261)。このように、「無職」者や「住所不定」者の比率は、男女を問わず再入者の方が高い。再入者の場合、いわゆる前科によって就労や住宅の確保が難しくなっており、そうした不利な状況が再犯につながりやすいことが考えられる<sup>3)</sup>。

ただし、こうした特性を持つ人たちが犯罪<sup>4)</sup>に陥りやすいのは、その特性の故ではない。そうした特性を持つ人たちが社会が排除しがちであるから、つまり、包摂する仕組みが社会に十分に整っていないからである。個人に先立って社会は存在すると考えるならば、犯罪の要因を個人のみを求めるのではなく、ある特性を持つ人たちを排除する社会の仕組みの方に求めるべきであろう。それゆえ、再犯防止には刑務所出所者を排除する社会に抗する支援の仕組みづくりが必要なのである<sup>5)</sup>。

## 2. 先行研究——刑務所出所者の地域生活と支援について

### 2.1 司法福祉からのアプローチ——司法と福祉の連携

では、刑務所出所者の地域生活継続のための支援に焦点をあてた研究にはどのようなものがあるのだろうか。そのひとつとして、刑事司法領域と福祉領域の連携を背景とする「司法福祉」の視点からの研究がある。これは、近年の犯罪者をめぐる「〈処遇〉から〈支援〉へのパラダイム転換」(掛川 2020: v)を前提としている。

1990年代後半からの高齢犯罪者の急増<sup>6)</sup>に象徴されるように、従来の日本では司法と福祉の連携がほとんどなく、犯罪を個人のモラルの問題として累犯者に重い刑罰を科す結果、高齢者や障害者が微罪で刑務所に多く収容されてきたことが指摘されてきた(浜井 2013)。このような状況のなか、山本讓司による『獄窓記』を皮切りに、高齢者や障害者が多数収容されている刑務所の実態が紹介され(山本 2003;2006, 浜井 2006)、司法領域

における福祉的な支援の必要性が注目されることとなった。そして、多様で複雑化した困難を抱える刑務所出所者への支援を充実するためには、社会的包摂へ向けての新たな司法福祉実践の確立が急務であるとされたのである（水藤 2013:297）。

以降、2000年代半ばから、さまざまな福祉的な支援ニーズを持つ犯罪行為者へ対応するために、「司法と福祉の連携」による福祉的支援の取り組みが展開されてきた<sup>7)</sup>（水藤 2018:25）。なかでも、2009年に設置が開始された地域生活定着支援センター<sup>8)</sup>は、現在にいたるまで「司法と福祉の連携」の推進に大きな役割を果たしている（水藤 2018:29）。

地域生活定着支援センターおよびその支援対象者に焦点をあてた先行研究では、共通して、刑務所出所者が利用できる社会的資源の不足が指摘されている。また、既存の社会資源で充足されない居場所や相談相手の確保が課題となっていること（篠崎 2019:60）、継続的に支援者と関わるための前提としてのラポール形成に課題があること（森久 2018:486）、状況に応じて支援の中心となる専門職が入れ替わりつつ連携が継続されること（長谷川・高石・岡村・中野・草平 2016:131）等、「多様かつ複雑化したニーズ」（水藤 2018:39）を持つ刑務所出所者を支援するうえでの課題が指摘されている。

掛川直之は、出所後に福祉的支援につながり地域生活を継続する10名の生活史を分析し、刑務所入所前の貧困・社会的排除状態が出所後にも引き継がれ、さらに犯罪行為に追い込まれていくという「貧困・社会的排除のスパイラル」（掛川 2020:85）を見出している。さらに、このようなサイクルから抜け出すことは容易ではなく、「福祉の力だけでは、再犯は防げない」という考えから、「基本的には、たとえ何度再犯したとしても、見放さずに伴走し続けること、よりそい続けることによって、その人が大切にされている、ここに存在していいのだと実感できたときにはじめて、犯罪行為から離脱できるのではないだろうか」（掛川 2020:88）という知見を示している。

## 2.2 犯罪学からのアプローチ——長所基盤パラダイムと離脱研究

刑務所出所者の地域生活継続に関する研究として、犯罪学からのアプローチもある。現在、犯罪学では、犯罪者処遇について、犯罪者を問題として捉えるネガティブモデルから、犯罪者を資源と捉える「長所基盤パラダイム」へとポジティブ・シフトが起きているとされる（津富 2011:64）。「長所基盤パラダイム」とは、当事者の長所や主体性に着目して環境整備することを重視する考え方であり（岡邊 2021:17-18）、このパラダイムと密接に関連するアプローチとして、「犯罪を行う人生から離れていく変化の過程」（岡邊 2021:14）として犯罪からの「離脱」を動的に捉えようとする離脱研究が注目されている（岡邊 2021:19）。

たとえば、離脱研究を牽引してきたシャッド・マルナの研究では、元犯罪者を対象とするライフ・ストーリーの調査から、犯罪からの離脱には、過去と現在のアイデンティティをつなぐ「自己物語」による「一貫した向社会的なアイデンティティ」の形成が必要であると結論づけられている（Maruna 2001=2013:19）。日本においても、マルナの研究と関

連して、すでに述べた「長所基盤パラダイム」や「ナラティブ犯罪学」（平井 2019）といった研究の蓄積がはじまっている<sup>9)</sup>。

こうした犯罪学の動向を踏まえれば、犯罪行為者は他者にとっての問題である「客体」ではなく、自らの問題を解決する「主体」であり（津富 2011:68）、犯罪からの「離脱」を達成する主体<sup>10)</sup>として位置づけられているといえるだろう。政策テーマとして「再犯防止」というときには犯罪行為者をもっぱらその「対象」と位置づけられることとは対照的に、「離脱」という語を用いる場合はその「主体」として位置づけられる（岡邊 2021:2-3）のである。

### 3. 分析視角と方法

#### 3.1 分析視角——生活構造論

前節でみたように、司法福祉領域の研究では、犯罪行為者は多様で複雑なニーズをもつ存在として位置づけられる。刑務所出所後の地域生活の継続には、そうしたニーズの充足が必要であるが、刑務所出所者が利用できる社会的資源は不足している。そのため、司法と連携しつつ福祉的な支援による社会的資源の充足が必要とされる。なお、そこでの社会的資源には、既存の制度・サービスでは充足されない居場所、相談相手、よりそい続ける伴走者なども含まれる。また、犯罪学の離脱研究では、犯罪行為者は自ら問題を解決する「主体」として位置づけられ、離脱は人生における変化の過程として動的に捉えられている。

これらのことをふまえ、本稿では、刑務所出所者の地域生活継続の過程と要因を分析する視角として、都市社会学系の生活構造論に依拠することとした<sup>11)</sup>。刑務所出所者の地域生活の継続といった局面で考えた場合、それは前節で述べた2つの研究の基礎理論となるようにも思われるからである。

都市社会学系の生活構造論では、個人は社会構造の影響を受けつつも、自らの選択によって生活を組み立てていく主体として位置づけられる。そうした「生活主体としての個人が、文化体系および社会構造に接触する、相対的に持続的なパターン」が生活構造である（鈴木 1976:220）。マクロレベルの社会構造・価値体系とミクロレベルの個人の社会的行為を媒介するものとして、メゾレベルの生活構造は位置づけられる。たとえば、経済のグローバル化や技術革新などによって国内の産業構造が大きく変化し不況となったとしよう。その場合、企業との雇用関係が正規雇用なのか非正規雇用なのか、地域の中での社会関係が豊富かどうかなど、その人の生活の形（社会関係や集団参加のパターン）によって、社会構造の変動や不況が個人に及ぼす影響は異なる<sup>12)</sup>。雇用の安定性の違いは失職しやすさに影響するだろうし、助けてくれる人が身近にいるかどうかによって失職した後にその人がどのような行為を選択するか（たとえば、求職活動をするかしないか、福祉の窓口につながろうとするかしないか、違法とされる行為をするかしないかなど）は変わってく

るだろう。また、生活が苦しいときに法を犯すかどうかには、マクロな価値体系への接触によって形成された、個人の価値パターンもかかわると考えられる。

森岡清志は、このような生活構造の媒介機能を、社会財の整序による生活問題の解決・処理といった観点から整理している（森岡 1984）。まず、森岡は「生活の営み」を「諸個人が連続的に生起する生活問題を短期的・長期的に解決・処理する過程」と定義する（森岡 1984:85）。その上で、森岡は都市的生活構造を「都市住民が、自己の生活目標と価値体系に照らして社会財を整序し、それによって生活問題を解決・処理する、相対的に安定したパターン」と定義している（森岡 1984:86）。その概念枠組を図1に示した。

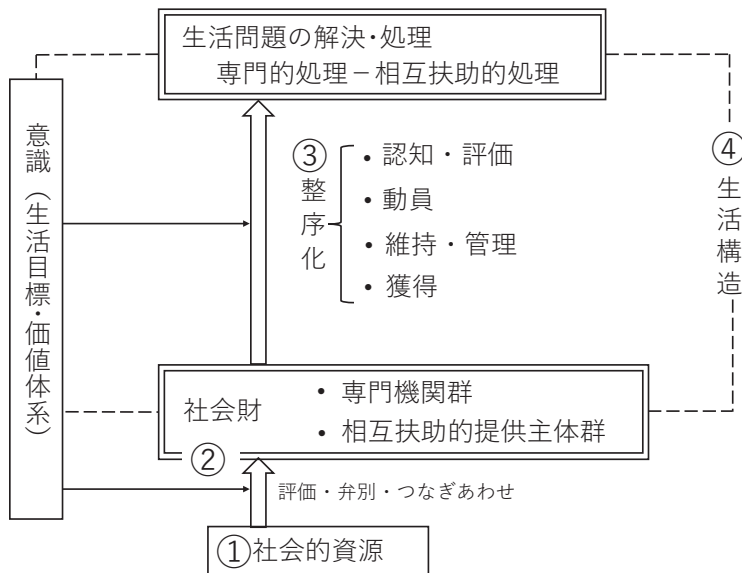


図1 都市的生活構造の概念枠組

出典：(森岡 1984:87) に①～④等を加筆

森岡によれば、地域には生活問題の解決・処理に動員しうる多様な社会的資源やその提供主体が存在している（図中①）。しかし、諸資源が単に地域にあるだけでは、それらはまだ生活者にとっての社会財ではない。諸資源は、生活者をもつ生活目標や価値体系によって評価・弁別され、生活問題の解決のためにつなぎ合わされることによって、はじめて社会財となる（図中②）。そうした社会財を、人は認知・評価、動員、維持・管理、獲得しながら生活問題の解決をはかる。その過程が社会財の整序である（図中③）。人が社会に参加し社会関係を取り結びながら社会財を整序し生活問題を解決していくパターンが生活構造である（図中④）。そして、生活者の主体性は、社会参加を介した社会財の整序による問題解決という過程の中にみいだせるのである（森岡 1984:85-86）。

これを刑務所出所者の生活に引きつけて考えてみよう。第1節で示したとおり、刑務所

出所者は社会的排除を受け厳しい生活状況におかれていた。刑務所出所者の「無職」や「住所不定」比率の高さは、彼ら／彼女ら（以下、かれら）が、地域での生活を開始する時点で職場や住宅といった社会的資源の獲得から排除されがちであることを示している。また、家族・親族や友人など、さまざまな社会関係から排除されてしまえば、社会的資源を社会財として認識したり、社会参加を介して社会財を組み合わせながら生活上の問題を解決することも難しくなる。また、犯罪者仲間との関係が増えていけば、犯罪に親和的な価値を持ちやすくなることもあるだろう。かくして、孤立困窮型の生活構造を形づくらざる得なくなった人は、犯罪行為をとりやすくなると考えられる。前節で示した掛川直之の「貧困・社会的排除のスパイラル」（掛川 2020:85）は、孤立困窮型の生活構造が深化していくプロセスとしても捉えられるだろう。

「貧困・社会的排除のスパイラル」は負の循環である。それを正の循環に転換していく起点として、社会的排除に抗する支援は位置づけられる。

それには大きく分けて2つが考えられるだろう。1つは社会的包摂のための立法や制度の構築、そしてその財政基盤の確保である。これは国レベルの施策である。もう1つは、生活構造の転換のための対人支援である。これは地域レベルでの実践となるだろう。排除され孤立しがちな刑務所出所者に伴走し、対話しながら地域にある社会的資源を社会財にしていく。社会的資源としての福祉制度は基本的に申請主義で運用されているので、窓口につながらなければ社会財とはならない。制度自体を知らなかったり、知っていてもその価値をよく認識できていない人や、手続きに躊躇している人もいるだろう。そうした人に伴走し、対話しながら二人三脚で地域にある社会的資源を認識・弁別し、社会財としてつなぎ合わせて生活問題を解決していくのである<sup>13)</sup>。その過程で、主体としての個人が形づく生活構造は、孤立困窮型から参加自立型になっていく<sup>14)</sup>。孤立困窮型生活構造から参加自立型生活構造への変化は、まさに離脱のプロセスである。このように考え、本稿では刑務所出所者の生活構造に焦点をあてて地域生活継続の過程と要因について分析することとした。

### 3.2 調査方法

このような分析視角のもと、稲月と山口は2023年8月から10月にかけて、X県地域生活定着支援センターの支援対象者9名を対象としたインタビュー調査を実施した。はじめに、X県地域生活定着支援センターの責任者に調査の目的と内容を説明し、「地域生活定着支援センターの支援を受けて地域生活を継続している対象者」の選定と、そのうちインタビューに応じていただける方（以下、調査協力者）の紹介を依頼した。なお、調査協力者の選定については、「再犯に至らずに一定期間の安定した地域生活を継続している対象者」であり、インタビュー調査が可能であると判断された方を、地域生活定着支援センター職員の見立てにより紹介してもらう形式をとった。

インタビューは、地域生活定着支援センター職員から事前に依頼をしたうえで、両名で

調査協力者の自宅をたずねて実施した。なお、調査開始前に、協力者に対して研究の目的、調査の内容、倫理的配慮について書面で示しながら説明し、同意を得た。

### 3.3 分析方法

本稿を予備的考察と位置づけ、2023年8月から10月にかけて実施した9名のインタビューのうち、5名（A氏、B氏、C氏、D氏、E氏）を対象とした分析を行う。5名のプロフィールについては、4節で各語りを引用する際に、（〇氏、年齢性別、支援事由）として末尾に記載する形式をとる。なお、5名ともに複数回の刑務所への入所を経験している<sup>15)</sup>。

5名のインタビューデータの分析には、データからの理論生成と、その検証を実践に応用することを志向するM-GTAの手法（木下2007:31）を採用した。M-GTAの手法に従って、分析焦点者を「地域生活を継続している刑務所出所者」と設定し、分析テーマとして「刑務所出所者が地域で生活を継続していくプロセスを考える」を設定した。その後、分析焦点者にとっての意味づけを解釈する作業を通してデータから「概念」を生成し、複数の概念からなる【カテゴリー】および〈サブカテゴリー〉を抽出したうえで、カテゴリー相互の関係から分析テーマとしたプロセスを見出し、ストーリーラインと結果図を作成するという作業を実施した。

なお、M-GTAでは「協力者はデータに置き換えられ、データは分析によって理論化され、その理論は応用者を介して現実場面の人間につながっていく」<sup>16)</sup>という「三位相のインタラクティブ性」（木下2020:42）の実現を目指す立場をとる。このように、対人援助の実践的な領域への接続可能性が示されるものである点から、本調査の志向性に合致するものとしてM-GTAを採用した。

以下では、カテゴリーを【 】, サブカテゴリーを〈 〉、概念を[ ]で表記する。

## 4. 分析結果

### 4.1 刑務所出所者が地域で生活を継続していくプロセス——ストーリーラインと結果図

M-GTAの分析の結果、16の概念が生成され、地域生活継続のプロセスについて【支援受け入れ時の摩擦】【社会的資源の獲得／回復】【リスク場面での伴走者の存在】【離脱状態の維持】の4つのカテゴリーと、過去に陥っていた累犯のサイクルについて〈多重の排除による社会財・社会的資源の喪失〉と〈逸脱状態の固定化〉の2つのサブカテゴリーが抽出された（図2）。

これらのカテゴリーを用いて、「刑務所出所者が地域で生活を継続していくプロセス」を記述すると次のようになる。

刑務所出所者が地域で生活を継続していくプロセスは、それまでには馴染まなかった福祉の支援を受け入れていく過程での【支援受け入れ時の摩擦】を経て、居住地の確保や金



銭面の安定、新たな社会関係の構築といった【社会的資源の獲得／回復】が段階的に充実していくことから始まる。ただし、地域生活を継続するなかで、健康状態の変化や居住地の変更などの、地域生活の安定を揺さぶる困難が生じる場面がある。それを乗り越えて軌道修正をするためには【リスク場面での伴走者の存在】が大きな役割を果たし、将来にわたる地域生活を自身で志向するような【離脱状態の維持】に至る。

このプロセスのなかでも、地域生活の基盤として一貫して大きな比重を占めているのが【社会的資源の獲得／回復】であり、これは、過去に累犯のサイクルに陥っていた状態の〈多重の排除による社会財・社会的資源の喪失〉と対比される。多くは幼少期からの排除・喪失経験を皮切りに、社会的排除によって（物的／関係性の）困窮状態に陥り、さらに刑務所への入所を繰り返すことで孤立が深まるという〈逸脱状態の固定化〉に至っている。ここでは、福祉的支援に馴染めず、出所後すぐに孤立・困窮状態に陥ることで、むしろ問題解決手段として犯罪行為を選択するようなプロセスが生じている。

〈逸脱状態の固定化〉を抜け出して地域生活を継続するためのプロセスには、〈多重の排除による社会財・社会的資源の喪失〉の対比として、居住地の確保や金銭面の安定、新たな社会関係の構築といった【社会的資源の獲得／回復】が必須となる。ただし、単に社会的資源を充足するだけで一方向的に生活が整っていくというプロセスではなく、その過程には安定を揺さぶる困難な場面が含まれている。

過去には馴染むことのできなかつた福祉的支援を受け入れていく【支援受け入れ時の摩擦】にはじまり、生活状況の変化や居住地の変更といった困難場面では、生活基盤が危機に晒されるというリスクがある。このような脆弱性の顕在場面で作用するものが【リスク場面での伴走者の存在】と位置づけられる。将来にわたる地域生活を自身で志向するような【離脱状態の維持】に至るプロセスには、【社会的資源の獲得／回復】と【リスク場面での伴走者の存在】の両方が揃うことが重要な意味を持つ。

以下では、分析焦点者としている「地域生活を継続している刑務所出所者」の視点から、その生活史をたどる順番で各カテゴリーおよびサブカテゴリーについて記述していく。

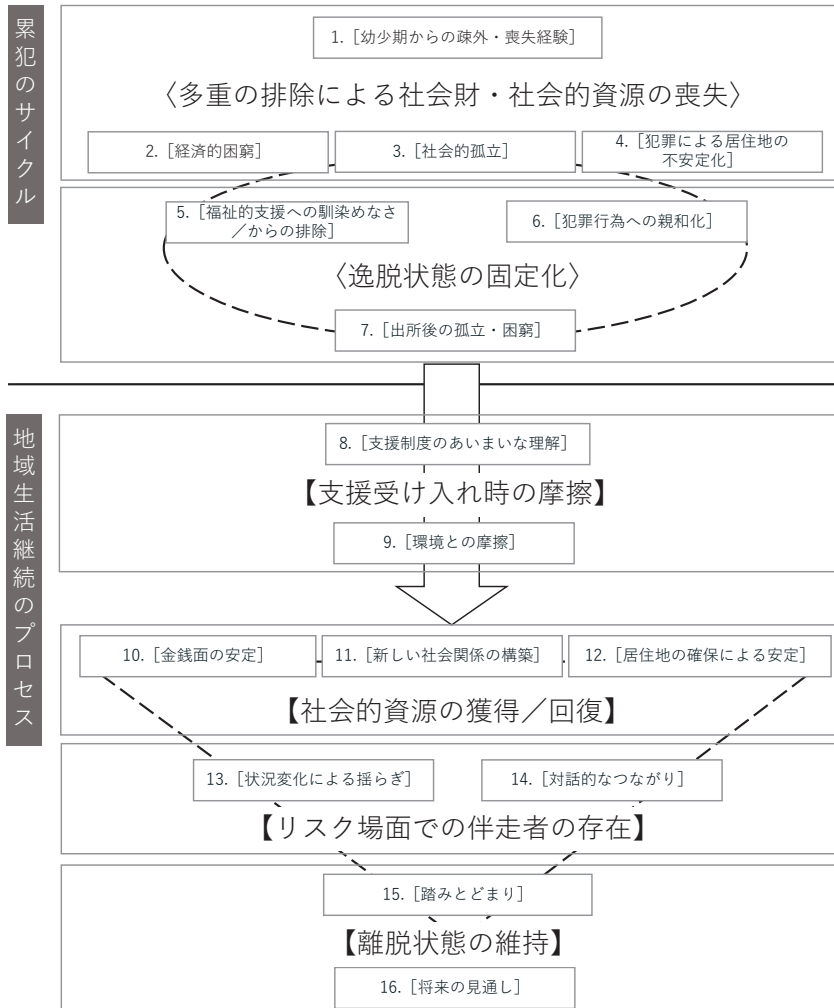


図2 結果図「刑務所出所者が地域で生活を継続していくプロセス」

#### 4.2 人生の早い時点での排除——〈多重の排除による社会財・社会的資源の喪失〉

第1に、犯罪を繰り返して出所後の行き先を失い、地域生活定着支援センターの支援対象者となった5名の多くに共通していたことは、人生の早い段階から〈多重の排除による社会財・社会的資源の喪失〉を経験していることである。〈多重の排除による社会財・社会的資源の喪失〉は、死別・離別等による家族関係の変化や経済状況の激変に翻弄された経験という[幼少期からの疎外・喪失経験]にはじまる。以降の人生において、不安定な就労や刑務所と地域生活の反復のなかで深刻となる[経済的困窮]、犯罪行為を含む挫折や失敗を契機に、家族・親族や友人知人との関係性が絶たれて相談相手を失っていく[社会的孤立]、さらには地元に戻ることができなくなり犯罪行為をしながら各地を転々とする

るにいたる〔犯罪による居住の不安定化〕という、何重にも重なった排除をそれぞれに経験することとなる。

育てのおやじから、また自分たち（養父母）の子どもたちが生まれて。（中略）で、なんか比較されるような感じで見られたりする。その、弟、妹、腹違い…種違いか。あれも頭がいいんですよ。俺は悪いけど。それをなんか有名な〇〇（企業）、聞いたことがあります？両方とも男の子も女の子も入って通ってるんです。（中略）だから頭の出来が違うのかなと思って。（インタビュアー：やっぱり比較されちゃったりするんですね。）なんかそういうのがあったような気がして。俺もちょっとちゃらんぼらんしよったから。（A氏、60代男性、高齢・精神障害）

実父を自死で亡くして養父母のもとで育てられたA氏は、幼い頃から家族内における劣等感を抱き、学校でのいじめ被害も重なって「こういうふうは何にもできんような人間やったら生きとつても意味はないなと思ったり」する程の疎外感を経験している。高校を卒業して就労するものの長続きせず、転職を繰り返すなかで、「生みの親（実母）のほうでも仕事探してからちょこっとの間いたけど、それも長く続かんで辞めて、家にも帰らん、そのままずっと」と語るように、地元を離れて以降、各地で困窮状態に陥っては犯罪行為をして刑務所に入ることを繰り返してきた。「どこに行くにも自分で判断して、自分がもう嫌やなと思ったら勝手に、仕事しよつても自分でもう相談もなく出ていってつてことをずっと繰り返してた」というA氏の語りからは、社会的孤立と経済的困窮とが重なり合い<sup>17)</sup> 社会的資源を喪失していくと同時に、問題解決のためにアクセスできる社会財の不在<sup>18)</sup> に陥っていた状況が読み取れる。

#### 4.3 累犯にいたる過程——〈逸脱状態の固定化〉

第2に、ひとたび刑務所への入所を経験した後は、犯罪行為から離脱した生活を継続することができず、累犯のサイクルに至るといふ〈逸脱状態の固定化〉が見出される。必要とされる福祉的支援への経路がない、あるいは福祉的支援に馴染むことができないという〔福祉的支援への馴染めなさ／からの排除〕の経験に加え、生活再建の目途のないままに出所後すぐに〔出所後の孤立・困窮〕状態に陥り、犯罪行為への抵抗感を失って、むしろ問題解決の手段として犯罪に走る〔犯罪行為への親和化〕にまで至るプロセスが見られる。

（過去に入居していた福祉施設について）何ていうかね、厳しかった。そして入ってる人が（自分を）敬遠した。自分より悪いことした（人）いっぱいおったんですよ。覚せい剤とかお酒とか窃盗とかいろんな人がいっぱい入つとるんですよ。（中略）俺はこれはもう迷惑かけるから駄目やって言ったら「出られません。保証人も引受人もいな

いと出られません」って言うからすぐもう（甥に）電話して（退所した）。（中略）その前に自分は体汚しとるんですよ。入れ墨入っとるんですよ。だからそれで敬遠されて一緒に風呂入りたくないとかね。（中略）そういうこと聞いたもんだから、1人で風呂入ってくれとか先生たちから言われたから、「あ、もう1人でもいいから、出るからいいです」って言って。（B氏, 80代男性, 高齢）

ここでは、甥との関わりが保たれていた時期に、甥の協力もあって施設入居に至ったものの、環境に馴染めずに福祉的支援から離れていった様子が明確に示されている。以降、B氏は、刑務所への入所を繰り返すなかで、出所直後から不安定な境遇に陥ることとなる。「友達の家泊まったらすぐ（過去に関わりのあった犯罪関係者に）ばれる」ことを避け、「それが嫌やから（中略）あっちこっち行っとった」というB氏は、出所後の行き先を失って「公園で1日座ったり、街を1日、夜じゅう歩いたこと何回も」経験してきたという。こうした状況の中で起こした事件について「行くともないし金もないし働くともないから仕方ないですよ（中略）仕方ないって言ったら相手の人が不公平やけど」、「だから刑務所に入るっていうたら苦にならなかったですね、何も」とB氏は振り返る。このように、[出所後の孤立・困窮]と[犯罪行為への親和化]により、犯罪行為が唯一の問題解決方法となる状況へ追い込まれ〈逸脱状態の固定化〉に至ってしまうという現実がある。

#### 4.4 地域生活の継続

前項(4.3)では、5名の語りのうち、刑務所への入所を繰り返してきた過去を振り返る語りを対象に、〈多重の排除による社会的資源の喪失〉と〈逸脱状態の固定化〉という2つのサブカテゴリーから、累犯のサイクルに至るプロセスを記述してきた。本項では、現時点での最後の出所以降の語りを対象として、地域生活のプロセスについて【支援受け入れ時の摩擦】【社会的資源の獲得／回復】【リスク場面での伴走者の存在】【離脱状態の維持】という4つのカテゴリーから論じていく。

##### 4.4.1 支援受け入れ時の摩擦

第1に、過去の時点で[福祉的支援への馴染めなさ／からの排除]を経験してきたために、地域生活定着支援センターの支援対象者として生活再建に取り組む際にも、【支援受け入れ時の摩擦】が生じることが確認された。出所前から地域生活定着支援センター職員との面談を重ねるものの、支援についての十分な理解には至らずに出所を迎えるという[支援制度のあいまいな理解]に加え、出所直後に周囲の支援者との関係形成の過程で不安感や不満感を抱く[環境との摩擦]が経験される。

〇〇さん（地域生活定着支援センター職員）が（刑務所に）面会に来てくれて、はじめて、何も分からないとこですよ。（中略）ほんで、「こうこうこういうわけです」言

うて。「じゃあ、帰るところがないからお願いします」って。ほんで、工場の担当さんも、「おまえ、そこ行け」言うて。「いいとこだから」とか言って言うんですよ。(中略)「どういところか、おやじ、分かる？そういう施設はもう、部屋入って、出られんで」って言って、「ここ（刑務所）と一緒にやで」って。私、そういう観念があったからね。イメージ的にね。「自由ないで」って言ったら、「とにかく行け」っておやじが言うから。(C氏, 70代男性, 高齢)

数十年にわたり相当数の刑務所への入所を経験してきたC氏にとって、地域生活定着支援センター職員の提案を受けても具体的なイメージは抱きづらく、「とにかく不安で仕方ない」思っていたという。出所後には一時的な更生保護施設<sup>19)</sup>への入居を経て、NPO法人の運営する入居施設へ移行しているが、更生保護施設では「なるべく接触しない」ように周囲と距離を置き、NPO法人の施設へ移行後には「もうどこにも行けない」という思いから積極的に施設職員と親しくなる努力をしたと振り返っている。行政手続きや金銭面の都合から、出所直後には一時施設を利用するケースが多いという事情もあり<sup>20)</sup>、出所後の環境が不安定になりがち傾向が【支援受け入れ時の摩擦】に関連しているものと考えられる。

#### 4.4.2 社会的資源の獲得／回復

第2に、累犯のサイクルにあった過去の時点での〈多重の排除による社会財・社会的資源の喪失〉に対比される過程として、地域生活継続プロセスのなかには【社会的資源の獲得／回復】がある。出所後の行き先を持たなかった過去とは対比的に〔居住地の確保による安定〕にはじまり、多くは生活保護の受給開始による〔金銭面の安定〕によって生活基盤が整えられる。さらに、地域生活定着支援センター職員をはじめとする福祉専門職との関わりや、家族・親族との交流の再開、新生活の場で新たに育まれた関わり等の〔新しい社会関係の構築〕に大別される各種の社会的資源が、地域生活が進展するなかで獲得／回復されていく。

「もう何があろうとここにおろう、俺の家だっという気持ちがあったから落ち着きました」というB氏の語りや、「悪いことしよったときには一つ所にずっとおらんであちこち転々しよったんやけど」「(今は)落ち着いてるから、この部屋で。(中略)単調な暮らしやけど、それが一応自分にも合ってるみたい」というA氏の語りからは、単に居住空間が確保されるという事実以上に、「安心できる空間」が犯罪からの離脱につながっているという意味づけが読み取れる。

姪と「和解」して墓の管理を任せることになり、「私が亡くなった後も心配いらないうになりました」というD氏や、施設職員に背中を押されて姉との交流が再開し、姉が亡くなった後の墓の面倒まで約束をしたC氏のように、家族との交流により人生の最期を視野に入れた関わりが生じている様子も見出された。

あるいは、近隣の教会に通って、牧師に過去を「全部話しました」という B 氏や、通所先の就労継続支援事業所にて、「刑務所経験がある」友人たちと「『もう二度と行くもんじゃないね』みたいな」話を「ざっくばらんに」しているという D 氏の語りからは、刑務所出所者であるという過去を開示できる相手が、身近に存在することの意義も読み取れる。

今回の 5 名の語りからは、住居と収入の確保を基盤に、支援ニーズに対応した各種の関わりが支援者によって調整される一方で、それぞれの生活のなかで新たな社会関係が生まれてくる過程の一端が示された。

#### 4.4.3 リスク場面での伴走者の存在

第 3 に、病気や怪我等をきっかけとする転居に象徴されるような [状況変化による揺らぎ] に直面した際に生じるリスクと、こうしたリスクに対応する機能を含めた伴走者の存在を示す [対話的なつながり] の 2 つの概念から導かれたカテゴリーとして、【リスク場面での伴走者の存在】がある。これまでに述べてきた【社会的資源の獲得/回復】によって、出所後の地域生活が一方向的に安定に向かうというプロセスには留まらず、ときには困難に直面することで「揺らぎ」とも言うべきリスクが生じる過程も見出された。

骨折により歩行機能が低下し、転居が必要になった B 氏は、自身での部屋探しを思うように進まない困難を経験した。次の語りからは、保証人がいないために賃貸住宅への入居を断られたことが、B 氏にとってスティグマが顕在化される経験であり、出所後に築いてきた生活を否定されるような感情を引き起こすものであったことが読み取れる。

だけど自分 1 人では（転居先を）決められないんです。やっぱ今まで支援してくれた方の協力と、それから市の人たちのやっぱり生活保護を頂けるようになったもんで、その人たちのやっぱ許可もあるし、勝手に（住居を）変わるってことはできないんですよね。ましてや保証人もいないし、われわれに対しては。だから一番今はそれが悩みで。（中略）もう（出所して）1 年過ぎましたから、もう一社会人として生活してもいいんじゃないかと思って生活してきたけど、いざ家変わるっていうたら、自分の今までのやってきた行い、過去を調べて入居する、せん、許可あるかないかは会社が決めることであって言うから。（中略）だからいろんな人に、協力して部屋見つけてくれたり支援してくれたり、いっぱいいるけど、自分としてはつらいですよね。この歳になって人に頼っていくっていうことが。（B 氏、80 代男性、高齢）

出所直後に起こる [環境との摩擦] と同様に、その後の行き先が不透明な立場におかれることは強いストレスをもたらすものであり、これまでに築いてきた地域生活の基盤を揺るがすようなインパクトを与えるものにもなりうる。こうした「揺らぎ」の場面に寄りそい、ともに対処しようとする存在として「伴走者」が位置づけられるのであり、[対話的

なつながり]が維持され続けることこそ【リスク場面での伴走者の存在】が意味を持つ。

(地域生活定着支援センター職員S氏は、自分を)対等にも見てくれるっていうか。(インタビューー1:対等に見てくれる。結構厳しくないですか?)だから、お父さんみたいな感じで。(インタビューー2:お父さんも必要ですね。)いなかったから、ちょうどいいのかなと思いつつ。(E氏, 40代男性, 精神障害)

地域生活定着支援センターの支援を受けながらの出所を2回経験したE氏は、1回目には支援を受けることに慣れず、「とまどってた」と振り返っている。今回、健康状態の悪化のためアパートでの一人暮らしから障害者グループホームへの転居を決断することとなったが、グループホームについて「前(1回目支援時)の引っ掛かりがあった」ものの、地域生活定着支援センター職員S氏の仲介により、今回は納得してグループホームへの転居を選択しているという。

S氏との関わりについて「自由があるっていうか、要は、一人一人の意見を尊重して…今回みたいにSさんみたいな人が付いてくれて、1人暮らしを許してくれたりとか」というE氏の語りからは、伴走者としてのS氏との信頼関係に基づいて、過去の苦い経験がありながらもグループホームへの転居を選び取るという、「揺らぎ」の乗り越え方が示されている。

#### 4.4.4 離脱状態の維持

出所後の【支援受け入れ時の摩擦】を経て、【社会的資源の獲得/回復】を基盤として地域生活を築き、困難場面にも対処しうる【リスク場面での伴走者の存在】とのつながりが継続するなかで、第4に、将来にわたる地域生活を自身で志向するような【離脱状態の維持】に至る。逸脱行動に走りそうになる感情が完全に消えることは困難だとしても、地域生活のなかで築いてきた社会的資源や伴走者との関わりがブレーキとなる[踏みとどまり]を繰り返しつつ、地域生活の継続を前提とした[将来の見通し]を抱くことを、ここでは「犯罪からの離脱」が維持されている状況として提起する<sup>21)</sup>こととしたい。

少し前までは「(車を見たら)お金が入ってるもんみたいに見えてきよったけど」「(今は所持金がなくなったとしても)そういうこと(犯罪行為)をせんで大丈夫やろって」思えるようになったというA氏のように、生活基盤の充実が逸脱の抑制となる場面がある。一方で、転居が思うように進まないストレスから「ちょっと4~5日旅してこようかな」という気持ちが湧きながらも「やっぱよう考えたら〇〇さん(地域生活定着支援センター職員)と教会にね、ようしてもろうとんの、こらもう、これ以上裏切ったらもう俺つまらんって、自分で思ってるからもうないよ」というB氏の葛藤が示すように、社会関係の深まりが逸脱を踏みとどませる要因となる場面もある。

今の、第2段階のあれ（目標）は、金銭管理、要するに、月にMさん（グループホーム職員）と約束した金額で、生活をちゃんとやっていくってことです。それと、お金を貯めていって、2年先ちよつとなったら、部屋を移動した時にお金がかかるから、貯めときなさいっゆうことで。（目標を立てるときはMさんと）一緒です。相談乗ってくれます。（中略）「実はこんなふうに思うとるんやけど、いつ時間取れますか」って言ったら、必ず時間を取って、30分、40分、長い時は1時間ぐらいつつと話聞いてくれます。（D氏、70代男性、高齢・精神障害）

現在は障害者グループホームに入居しているD氏は、生活に自信が付き、同じ建物内でグループホームから一般の居室に移ることを目標に貯金に取り組んでいる。過去には出所後の孤立・困窮のなかで「もっぺん出直すために、もうどうしようもない」として犯罪行為に至ったD氏が、「じっくり1時間でも話を聞いてくれる」M氏との関わりで「一つずつ心の問題が解決」していき、今では2年先からの生活を見据えた目標を持っている。

D氏の語りには象徴されるような「将来の見通し」は、A氏・B氏の「ここ（地域／居室）に居続けたい」という内容の語りや、C氏・D氏の「家族の墓」をめぐる語りからも見出されるものであり、地域生活の継続が当たり前の前提となっているかのような状況が、【離脱状態の維持】を成立させることを示唆しているのではない。

## 5. おわりに——刑務所出所者の地域生活継続のための支援への示唆

前節での分析からは、一つのモデルとして次のようなプロセスが得られた。人生の早い時点からの〈多重の排除による社会財・社会的資源の喪失〉と〈逸脱状態の固定化〉によって、刑務所出所者は累犯のサイクルの中にあつた。かれらは【支援受け入れ時の摩擦】を経て、段階的に【社会的資源の獲得／回復】にいたる。しかし、居住地の変更など生活の変化（社会移動にともなう生活構造の変化）によってさまざまなリスクに直面することもある。そこで重要な役割を果たすのが【リスク場面での伴走者の存在】である。脆弱な生活基盤のもと、このような過程で【離脱状態の維持】にいたっている。

そうだとすれば、このモデルからは刑務所出所者の地域生活継続のための支援としてどのような示唆が得られるであろうか。ここでは【離脱状態の維持】において【社会的資源の獲得／回復】と【リスク場面での伴走者の存在】がともにそろうことの重要性に注目したい。それらは、それぞれ奥田知志のいう「問題解決型支援」と「伴走型支援」に、基本的には、対応するものである（奥田 2021）。問題解決型支援とは、生活困窮状態（経済的困窮、社会的孤立）におかれた人びとを地域にある社会的資源に領域横断的に「つながりもどし」しながら、かれらが直面する生活問題を解決していくことである。他方、伴走型支援とは「つながる－ひとりにしない」支援であり、「生きてつながること」に最大の価値をおく（奥田 2021:10-11）。いわば、つながり続けることそれ自体を目的とする支援で



ある。それは必ずしも問題解決を前提としていない。両者は概念的には独立しつつ、実際には一体的に運用されることが想定されている<sup>22)</sup>。

なかでも、伴走型支援は重要だと思われる。それは、「リスク場面」に限定されない、日常的なつながりである。「リスク場面」では強いつながりとなるかもしれないが、日常の場面では弱いつながりである。そうしたつながりを通して参加自立型の生活構造が形成されていけば、結果として、社会的資源の認識・弁別・つなぎ合わせ（社会財の整序）によって生活問題が解決されることもあるだろう。その経験は、また意図せざる結果として、つながりのベースとなる信頼を深めていくことにもなると思われる。

日常的なつながりを目的とするのであれば、伴走者は支援の専門職に限られるわけではない。伴走者は多い方がよい。専門職の役割はそうした「地域やキーパーソンへとつながりを広げて」いくことにもある（奥田 2021:13）。

以上、本稿では予備的考察として5名を対象に分析を進めてきたが、今後、さらにケースを増やして比較分析や類型化なども行っていきたい。また、刑務所出所者の地域生活継続について本稿では行為者と生活構造に焦点をあてて考察してきたが、刑務所出所者の地域生活継続には包摂のための立法措置、制度の構築、財政基盤の確保など構造的な要因も重要であることも最後に確認しておきたい。

## 付記

- (1) 本稿は、1、3.1、5を稲月が、3.2、3.3、4を山口が執筆した。2については、山口が執筆したものを稲月が修正・再構成した。全体の調整は稲月が行い、両名で確認して最終稿とした。
- (2) 本稿は、科学研究費補助金（基盤研究C）「刑務所出所者をめぐる社会的包摂に関する研究」（研究代表者：深谷裕／研究課題／領域番号 20K02066）の研究成果の一部である。
- (3) 本稿は、『地域創生学研究』第7号特集「SDGsと地域社会」への寄稿論文である。SDGsのうち本稿が主に関連するのは、目標1「貧困（貧困をなくそう）」と目標17「実施手段（パートナーシップで目標を達成しよう）」である。

## 注

- 1) 再犯者数は、1996年（81,776人）以降増加しつづけていたが、2006年の149,164人をピークとして減少傾向にある（法務省 2023a:250）。ただし、再犯者数の減少を上回るペースで初犯者数が減少したため再犯者率は1997年以降上昇し2020年には49.1%となったが、その後減少に転じている（法務省 2023b:20）。なお、一般刑法犯の認知件数は2002年をピークに減少に転じ、2015年から2021年まで戦後最少を更新していたが、2022年は増加（前年比5.8%増）した（法務省 2023a:3）。ただ、近年の趨勢として犯罪とされる行為が減少していることは確かであろう。
- 2) 2年以内再入率とは、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として2年目（翌年）

の年末まで再入所した者の比率である（法務省 2023a:261）。なお、出所受刑者の2年以内再入率は近年低下傾向にある。

- 3) 再入者がおかれる厳しい状況に関連して、出所時点に着目すると、満期釈放者と仮釈放者の再入率には顕著な開きがある。2019年の出所受刑者のうち、2年以内再入率は、満期釈放者では23.3%であり、仮釈放者の10.2%と比較して2倍以上となっている（法務省 2021:4）。入所中に仮釈放の申出がなされなかった理由として、62.5%を占めるのが「住居調整不良」であり、満期釈放者の帰住先は43.2%が「不明」に分類されている（法務省 2021:7）。帰住先の確定を前提に、仮釈放許可の基準は別に定められているため単純に比較はできないが、出所後の生活環境が不透明なまま満期釈放日を迎えた後に、短期間のうちに再入に至るという傾向が示されている。
- 4) エミール・デュルケムによれば、犯罪とは「特別な力と明白さをそなえたある種の集合的感情を傷つけるような一行為」である（Durkheim 1895=1978:153）。それゆえ、集合意識のありようによって同じ行為も犯罪となったり、ならなかったりする。このように、社会学では、犯罪を社会を統制する側の判断・認識から問題にすることも多い。本稿もそのように考えるが、ここではその議論には踏み込まない。また、本稿で刑務所出所者の地域生活継続のための支援を考えるのは、治安の観点からではない。犯罪からの離脱は当人の幸せ（広義の福祉）につながるとともに、だれも排除されない社会の形成につながると考えるからである。
- 5) 再犯防止に向けてさまざまな施策が国によって進められてきた。近年では、2016年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、その翌年（2017年）「再犯防止推進計画」が閣議決定された。また、2023年3月には「第2次再犯防止推進計画」が閣議決定されている（法務省 2023b:18）。また、「再犯防止推進計画」にもとづき「地方再犯防止推進計画」の策定も各自治体で進みつつある（法務省 2023c）。
- 6) 当時の高齢犯罪者の著しい増加を受けて、『平成20年版 犯罪白書』では「高齢犯罪者の実態と処遇」が特集されている。刑法犯検挙者数を1997年と2007年で比較すると、60歳代では2007年は1997年の約2.5倍、70歳以上では約4.6倍と、高齢者の人口割合の上昇率をはるかに上回る、高齢犯罪者の増加が課題とされた（法務省 2008:30）。
- 7) 司法領域における福祉的支援の具体的内容としては、地域生活定着支援センターの設置の他に、矯正施設への社会福祉士の配置、保護観察所への担当官の配置、指定更生保護施設への福祉スタッフの配置があげられる（水藤 2018:29）。
- 8) 地域生活定着支援センターとは、地域生活定着促進事業を実施するために各県に設置される機関である。高齢または障害があって出所後の行き先がない人を対象に、保護観察所と協働して、福祉サービス等の利用へ向けた支援が実施される。詳細は厚生労働省のWebサイト（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html)）を参照のこと。
- 9) 『令和5年版 再犯防止推進白書』の冒頭におかれた特集においても、犯罪や非行か

- らの離脱プロセスが当事者の語りから分析されている。そこでは離脱の要因として、①立ち直りへの動機、②衣食住の確保と仕事・学業の安定、③良好な人間関係の構築、④自己肯定感及び自己有用感の形成が挙げられている（法務省 2023b:15）。
- 10) ただし、当事者の主体性を重視する立場に立ったとしても、『『特定の望ましい離脱のあり方』の当事者への押しつけが容易に生じうる』（岡邊 2021:26）という規範化への危機感も指摘される。そもそも「離脱」定義の正当性をめぐる明示的議論が不在である（平井 2021:228）との指摘もあり、今後の「離脱」をめぐる議論の動向に注意を払う必要がある。
  - 11) 生活構造論にもいくつかの系譜がある。都市社会学系の生活構造論に限定した場合でも、そこにはいくつかのタイプがあるが、ここでは倉沢進（1968）、鈴木広（1976）、森岡清志（1984）の生活構造論を想定している。
  - 12) ここでは「社会構造→生活構造→社会的行為」といった連関を示したが、逆に「社会的行為→生活構造→社会構造」といった連関もある（社会運動など）。
  - 13) 社会財を認識・弁別しつなぎ合わせていくには社会的資源が刑務所出所者に利用可能な形で開かれていなければならない。そこに国レベルでの立法や制度構築はかかわる。
  - 14) 参加自立型生活構造での「自立」とは一人で生活問題を解決することではない。他者と対話し自己決定しながら社会財をつなぎ合わせてともに生活していくことである。
  - 15) 5名のインタビューでは、最も少ない方で3回、多い方は10回以上にわたり刑務所への入所を経験していることが語られた。
  - 16) 本調査でいえば、ここでいう「協力者」とは、分析焦点者として設定した「地域生活を継続している刑務所出所者」であり、その支援にあたる福祉専門職（「応用者」）により、インタビューデータから見出された理論が実践に還元されることを志向するものである。
  - 17) 不安定な就労・家族との疎遠化・居住地の不安定化といった多重の排除から困窮状態に陥り、生活手段として犯罪を繰り返しては、さらに孤立を深めている。A氏の生活史に示されるように、経済的困窮、社会的孤立、さらには生きる意味・意欲の喪失は、「複合的に深化」（稲月 2022:16）していくものとして立ち現れる。
  - 18) 森岡の定義に従えば、社会的資源とは「生活問題の解決・処理に動員される資源として、具体的には各種サービスとその提供主体を想定」されるものである。3節で述べた通り、それら資源が「生活主体」により「特定の意識に照らして独自に切り取り配置」つまり「整序化」され、「主体にとって意味ある資源」とされたものが社会財である（森岡 1984:87）。この定義からすれば、社会的資源との接続を失うことは、それら資源を主体的に選び取り社会財として活用する「生活主体」であることからさえ排除される経験であると解釈される。

- 19) 更生保護事業法に基づき、矯正施設出所者のうち直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。詳細は法務省の Web サイト ([https://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo10-01.html](https://www.moj.go.jp/hogol/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html)) を参照のこと。
- 20) 掛川は、出所者の地域生活を支えるためのプロセスを、時系列にそって「①出所前支援ステージ」「①応急支援ステージ」「②地域生活スタート支援ステージ」「③居住福祉ステージ」の4つのステージ（掛川 2020:99-101）に整理している。地域生活から隔絶された矯正施設から安定した地域生活へと移行する過程には、多くの場合、応急的な一時生活の場が必要となる。
- 21) ここで示した「離脱」状態は本分析から仮説的に導いたものであり、この検討は今後の課題としたい。
- 22) 稲月正は、問題解決型支援と伴走型支援を両輪とする対人支援を伴走支援と呼んでいる（稲月 2022）。

#### <参考文献>

- Durkheim, É., 1895, *Les Règles de la méthode sociologique*, PFU. (宮島喬訳, 1978, 『社会学的方法の基準』岩波書店.)
- 浜井浩一, 2006, 『刑務所の風景——社会をみつめる刑務所モノグラフ』日本評論社。
- , 2013, 『罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦——隔離から地域での自立支援へ』現代人文社。
- 長谷川真司・高石豪・岡村英雄・中野いく子・草平武志, 2016, 「多職種・多機関連携による触法高齢者・障害者の地域生活支援の現状と課題——A 県 B 地域生活定着支援センターの事例から」『山口県立大学学術情報』9:125-133.
- 平井秀幸, 2019, 「ナラティブ犯罪学における近年の展開——規範的コミットメント・ナラティブの介入・ナラティブ的闘争」『四天王寺大学紀要』68:175-198.
- , 2021, 「『離脱』研究における規範的定義論の不在を問題化する——ハームリダクション批判を通した覇権政治と境界政治の可視化」岡邊健編『犯罪・非行からの離脱 (デジスタンス)』ちとせプレス, 223-254.
- 法務省, 2008, 『平成 20 年版 犯罪白書』.
- 法務省, 2021, 『令和 3 年版 再犯防止推進白書』.
- 法務省, 2023a, 『令和 5 年版 犯罪白書』.
- 法務省, 2023b, 『令和 5 年版 再犯防止推進白書』.
- 法務省, 2023c, 「再犯防止の近年の動向について」(令和 5 年度 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会(中国・四国ブロック)資料) <https://www.moj.go.jp/content/001401302.pdf> (2024 年 1 月 16 日取得).
- 稲月正, 2022, 『伴走支援システム——生活困窮者の自立と参加包摂型の地域づくりに向

けて』明石書店.

- 掛川直之, 2020, 『犯罪からの社会復帰を問いなおす——地域共生社会におけるソーシャルワークのかたち』旬報社.
- 木下康仁, 2007, 『ライブ講義 M-GTA——実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて』弘文堂.
- , 2020, 『定本 M-GTA——実践の理論化をめざす質的研究方法論』医学書院.
- 倉沢進, 1968, 「都市化と都会人の社会的性格」『日本の都市社会』福村出版, 210-243.
- Maruna, S., 2001, *Making Good: How Ex-Convicts Reform and Rebuild Their Lives*, American Psychological Association. (津富宏・河野莊子監訳, 2013, 『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」——元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店.)
- 水藤昌彦, 2013, 「おわりに」加藤博史・水藤昌彦編『司法福祉を学ぶ——総合的支援による人間回復への途』ミネルヴァ書房, 297-298.
- , 2018, 「対人援助ニーズを有する犯罪行為者への福祉による支援の理論的位置づけ」刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人文社, 25-46.
- 森久智江, 2018, 「地域生活定着支援センターの課題と今後」刑事立法研究会編『「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人文社, 479-500.
- 森岡清志, 1984, 「都市的生活構造」『現代社会学』18:78-102.
- 岡邊健, 2021, 「犯罪・非行からの離脱——研究の展開と背景」岡邊健編『犯罪・非行からの離脱 (デジスタンス)』ちとせプレス, 1-28.
- 奥田知志, 2021, 「伴走型支援の理念と価値」奥田知志・原田正樹編『伴走型支援——新しい支援と社会のカタチ』有斐閣, 3-18.
- 篠崎ひかる, 2019, 「高齢出所者の地域定着に向けた支援の構造と課題——地域生活定着支援センター職員の語りの分析から」『社会福祉学』60(2):53-66.
- 鈴木広, 1976, 「生活構造」本間康平ほか編『社会学概論』有斐閣, 215-230.
- 田中大輔, 2020, 「刑余者支援の現状と居住支援の必要性」(令和2年度 居住支援全国サミット資料) <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001612648.pdf> (2024年1月16日取得)
- 津富宏, 2011, 「犯罪者処遇のパラダイムシフト——長所基盤モデルに向けて」日本犯罪社会学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社, 62-77.
- 山本譲司, 2003, 『獄窓記』ポプラ社.
- , 2006, 『累犯障害者——獄の中の不条理』新潮社.